

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

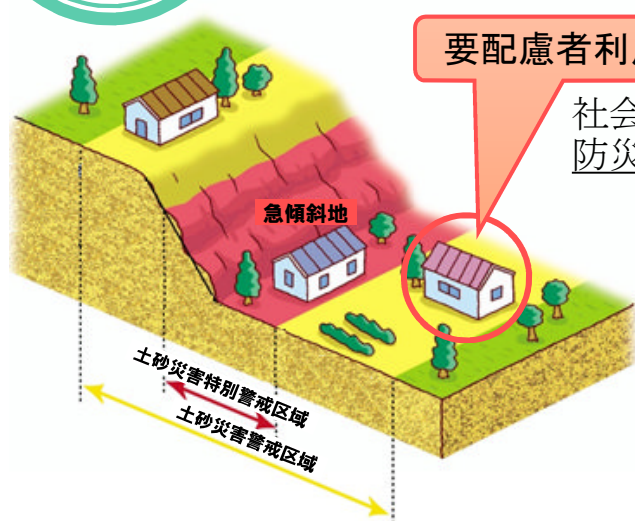
※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設

とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

【学校】

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

【医療施設】

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。
 ※ 上図は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）に関する土砂災害警戒区域等の指定イメージです。

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ（http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）に「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること

●●市町村●●課

TEL :

URL :

土砂災害警戒区域等の指定に関すること

長崎県土木部砂防課

TEL : 095-820-4788

URL : <https://www.pref.nagasaki.jp/section/sabo/>

土砂災害防止法の改正に関すること

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html>

要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する
避難確保計画作成の手引き

平成 29 年 6 月

国土交通省 水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課

目 次

1. はじめに 計画を作成するにあたって知っておきたいこと	1
1.1 はじめに	1
1.2 土砂災害の種類と特徴	2
1.3 土砂災害のおそれのある場所	4
1.4 土砂災害ハザードマップの確認	5
1.5 指定緊急避難場所と指定避難所	6
1.6 土砂災害の避難に関する情報	6
1.7 避難の方法	10
1.8 避難確保計画を作成しなければならない要配慮者利用施設	11
2. 避難確保計画に記載すべき事項	12
2.1 防災体制に関する事項	12
2.1.1 緊急時の職員配置と参集体制	13
2.1.2 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備	14
2.1.3 事前の対策	16
2.1.4 情報収集と伝達	16
2.2 避難誘導に関する事項	18
2.2.1 避難行動に備えて事前に決めておくべき事項	18
2.2.2 避難の実施	21
2.3 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	22
2.4 防災教育及び訓練の実施に関する事項	23
3. その他	24

[参考資料]

作成例	作成例-1
チェックリスト	チェックリスト-1

1. はじめに 計画を作成するにあたって知っておきたいこと

1.1 はじめに

土砂災害は突発的に発生し、大きな破壊力を有するため、人命に大きく影響する災害です。一方、土砂災害は溪流や斜面において降雨等が原因で発生しますが、発生 of 細かなメカニズムや条件がまだ分かっておらず、発生 of 場所や発生時刻を正確に予測することは現状では困難です。

土砂災害は全国で、毎年約 1,000 件発生しており、各地で多くの被害が発生しております。これまで、平成 10 年 8 月の集中豪雨により福島県白河郡西郷村の社会福祉施設において、また、平成 21 年 7 月の梅雨前線豪雨では山口県防府市の特別養護老人ホームにおいて土石流により甚大な被害が発生するなど、要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備は喫緊の課題となっています。

今回、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という)が改正され、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられました。

本手引きは、要配慮者利用施設の管理者等があらかじめ理解しておくべき土砂災害に関する特徴や避難確保計画に記載すべき事項等を記載しております。本手引きが参考となり、避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されるなど要配慮者利用施設の避難体制が確保されることを期待しています。

1.2 土砂災害の種類と特徴

(1) 土砂災害の種類

[土砂災害とは] ※土砂災害の種類とイメージを図-1.1に示します。

① がけ崩れ

雨などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。
ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高い。

② 土石流

山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨などによって水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象。

流れの速さは 20～40km/h という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

③ 地すべり

斜面の土塊が地下水などの影響により、すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象。

一般的に広範囲に及び移動土塊量が大きいため甚大な被害を及ぼす可能性が高い。

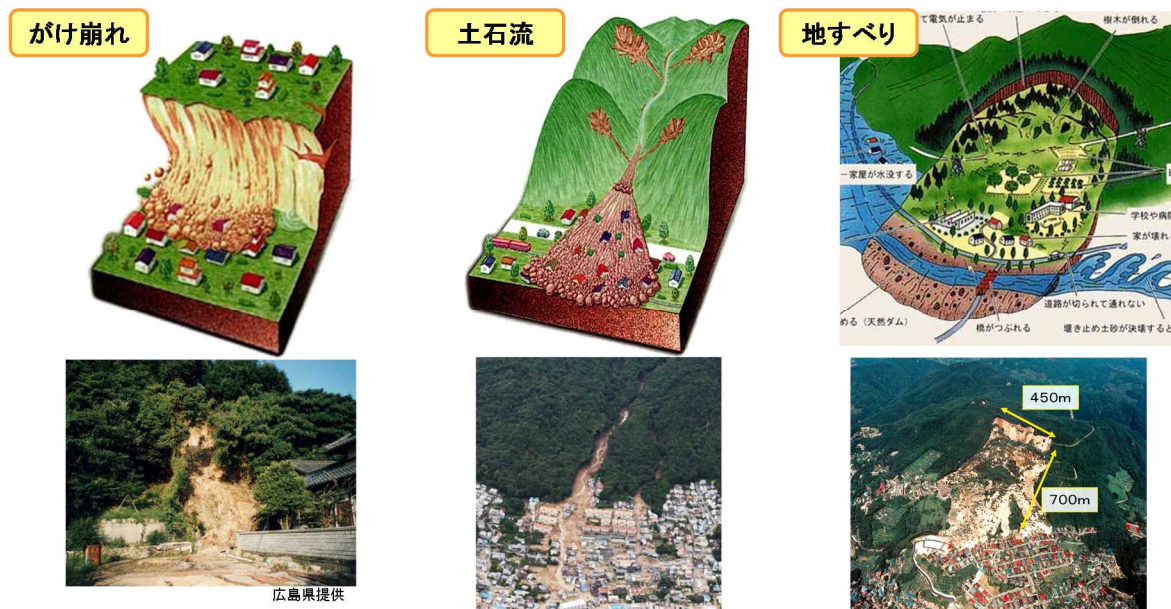


図-1.1 土砂災害の種類

(2) 土砂災害の特徴と行動

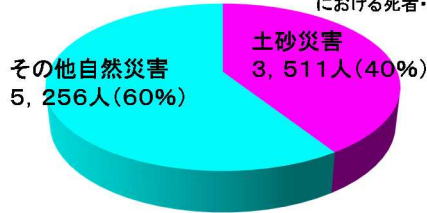
[人命を奪う土砂災害]

- 自然災害による死者・行方不明者のうち、土砂災害が占める割合が高いです。
- 土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時要配慮者が約 6 割を占めています。

■ 自然災害による死者・行方不明者数

昭和42年～平成25年

(阪神・淡路大震災・東日本大震災
における死者・行方不明者を除く)



※各年の死者・行方不明者のうち、全自然災害については防災白書(平成26年版)による。土砂災害については国土交通省砂防部調べ

福島県白河市葉ノ木平
平成23年3月11日発生 死者13名

■ 土砂災害による死者・行方不明者数のうち災害時要配慮者の割合

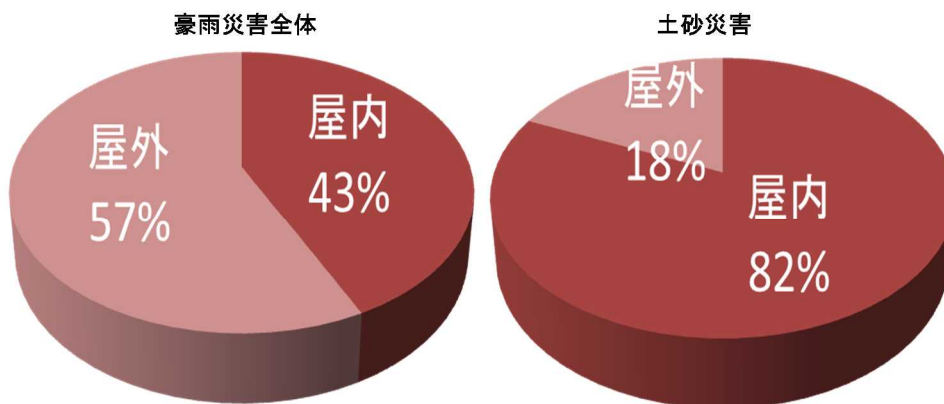
平成21年～平成25年



山口県防府市
平成21年7月発生 死者7名(災害時要配慮者)

※国土交通省砂防部調べ

図-1.2 自然災害における土砂災害の被害の割合



データ：牛山ら(2013)：発生場所別に見た近年の豪雨災害による犠牲者の特徴より

図-1.3 自然災害における原因・被災場所別の犠牲者数(2004年-2011年)



図-1.4 土砂災害の特徴と避難行動

1.3 土砂災害のおそれのある場所

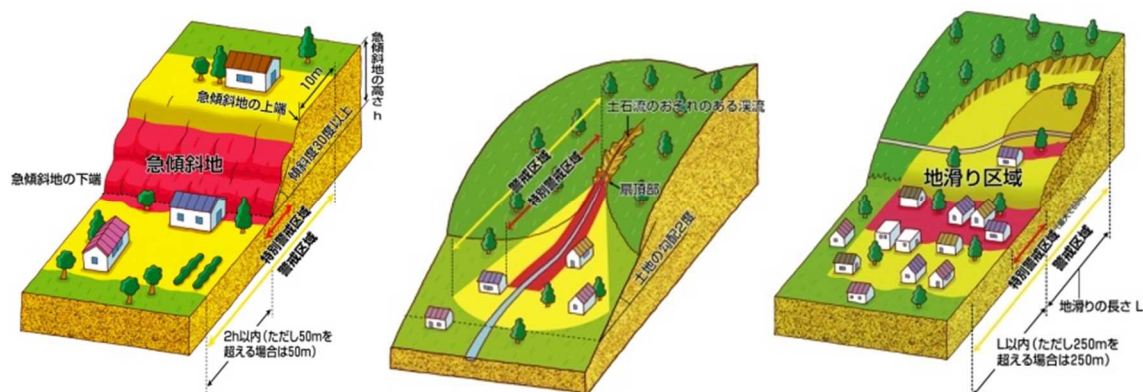
[土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とは]

◇ 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として指定された区域です。

◇ 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として指定された区域です。



(a)急傾斜地の崩壊

(b)土石流

(c)地すべり

図-1.5 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域 (イメージ)

[土砂災害危険箇所とは]

過去に都道府県が調査した土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)による被害のおそれがある区域です。

◇ 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある傾斜地およびその近接地です。

◇ 土石流危険区域

渓流の勾配が 3 度以上(火山砂防地域では 2 度以上)あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域、人家や公共施設がある区域です。

◇ 地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲です。

土砂災害危険箇所とは、急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域、土石流危険区域及び地すべり危険区域の総称であり、土砂災害が発生した場合、被害を受ける可能性のある区域のこと。

これら土砂災害のおそれのある場所(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所)については、都道府県のホームページ等で確認できます。

1.4 土砂災害ハザードマップの確認

土砂災害の危険性に関する情報をいち早く知る方法として、市町村が作成するハザードマップがあります。市町村は、土砂災害警戒区域等の危険な区域に関する情報や避難場所・避難経路等の土砂災害に対する避難に関する情報について、住民等へ周知することが土砂災害防止法において規定されています。

市町村が作成したハザードマップは、印刷物として配布されるとともに、市町村のホームページで公表されていますので、ハザードマップを確認し、要配慮者利用施設やその周辺にどのような土砂災害や水害の危険性があるのかを事前に確認し、施設が土砂災害警戒区域等の範囲に立地する場合は、土砂災害に対する避難確保計画を作成する必要があります。

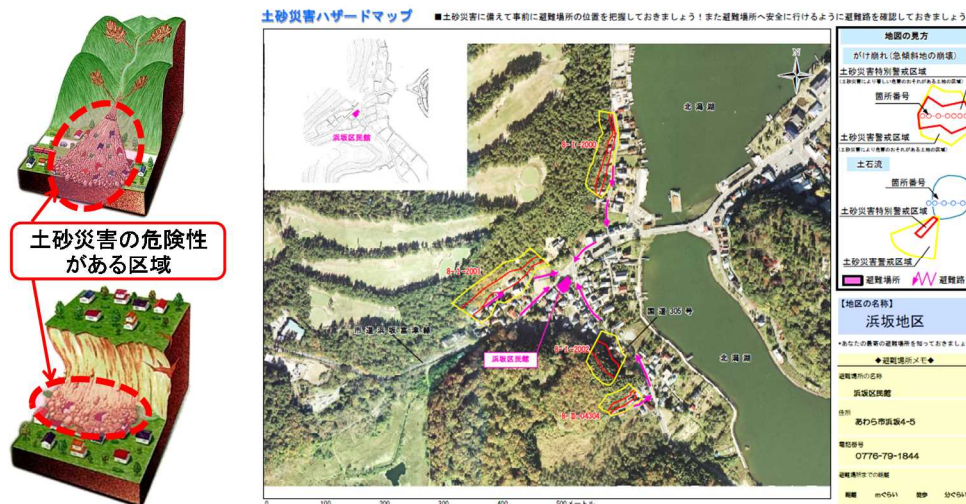


図-1.6 土砂災害ハザードマップの例

1.5 指定緊急避難場所と指定避難所

[指定緊急避難場所とは](市町村が指定)

- ◇ 災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所です。
- ◇ 土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別に応じ、指定されます。

[指定避難所とは](市町村が指定)

- ◇ 災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間避難生活をする場所です。

1.6 土砂災害の避難に関する情報

土砂災害の避難に関する情報として、土砂災害警戒情報、気象情報や避難勧告等の関係は図-1.7のとおりです。

また、土砂災害の避難に関する情報として、都道府県や市町村等の行政機関や気象庁が発表する情報の種類と内容を表-1.1～表-1.4に示します。

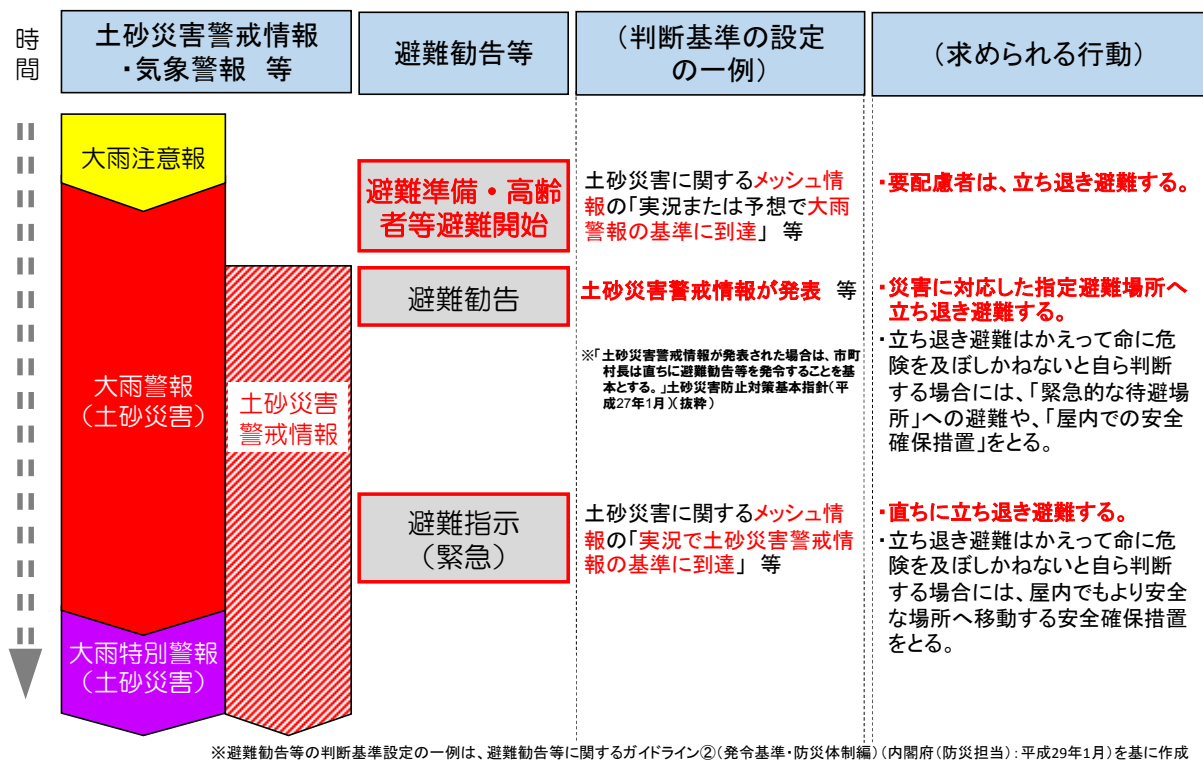


図-1.7 土砂災害警戒情報・気象情報・避難勧告等関係 (イメージ)

表-1.1 行政から発令される避難情報

種類	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・ <u>その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・ <u>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

表-1.2 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
気象情報	台風情報	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風が発生したときに発表される。 ・ 台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。 ・ 台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁 HP ・ 防災情報提供システム
	府県気象情報	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別(北海道、沖縄県ではさらに細かい単位)に適時発表される。(全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁 HP ・ 防災情報提供システム
	記録の短時間大雨情報	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報(浸水害)等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁 HP ・ 防災情報提供システム

	警報級の可能性 (H29 出水期から 提供開始)	気象庁	・ 警報級の現象のおそれ(警報発表の 可能性)が[高][中]2段階の確度で 提供される。	—	・ 気象庁 HP ・ 防災情報提 供システム
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	・ 大雨により、災害が起こるおそれがある 場合に発表される。 ・ 注意を呼びかける対象となる災害とし て、注意報文の本文に、土砂災害、浸 水害のいずれか又は両方が記載され ている。	—	・ 気象庁 HP ・ 防災情報提 供システム
	洪水注意報	気象庁	・ 河川が増水することにより、災害が起こ るおそれがある場合に発表される(指 定河川については、この洪水注意報や 警報の他、河川を特定して水位予測 結果を含む指定河川洪水予報も発表 される)。	—	・ 気象庁 HP ・ 防災情報提 供システム
	大雨警報	気象庁	・ 大雨により、重大な災害が起こるおそ れがある場合に発表される。 ・ <u>警戒を呼びかける対象となる災害に応 じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警 報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、 浸水害)」という名称で発表される。</u>	—	・ 気象庁 HP ・ 防災情報提 供システム
	洪水警報	気象庁	・ 河川が増水することにより、重大な災 害が起こるおそれがある場合に発表さ れる(指定河川について、この洪水警 報や注意報の他、河川を特定して水 位予測結果を含む指定河川洪水予 報も発表される)。	—	・ 気象庁 HP ・ 防災情報提 供システム
	大雨特別警報	気象庁	・ 大雨により、重大な災害が起こるおそ れが著しく大きい場合に発表される。 ・ <u>警戒を呼びかける対象となる災害に応 じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大 雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警 報(土砂災害、浸水害)」という名称で 発表される。</u>	—	・ 気象庁 HP ・ 防災情報提 供システム

表-1.3 雨量に関する主な情報

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供 サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・ 気象庁がアメダスによって観測した雨 量。	気 象 庁 HP : 60 分毎 防 災 情 報提供シ ステム : 10 分毎	・ 気象庁 HP ・ 防災情報提 供システム

	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量。	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター (リアルタイム雨量)
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダ・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	レーダ雨量(Cバンドレーダ)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	レーダ雨量(XRAIN)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダ	国土交通省	・国土交通省の保有するレーダ情報を重ね合わせて提供。	5分毎	・防災情報提供センター (国土交通省)
	解析雨量・降水短時間予報	気象庁	・現時刻までの前1時間の雨量の分布及び6時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	30分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高解像度降水ナウキャスト	気象庁	・30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム

表-1.4 土砂災害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	<u>土砂災害警戒情報</u>	気象庁と都道府県の共同	・大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、 <u>土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。</u>	—	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	気象庁	・5km四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。 ・避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。	10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム

<p><u>都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報</u></p>	<p>都道府県の砂防部局</p>	<p>・ 都道府県毎、1～5km メッシュ。 ※1 ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html) から、各都道府県のページにリンクさせている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼んでいる。</p>	<p>10分～60分毎</p>	<p>・ 都道府県の砂防部局</p>
---	------------------	---	-----------------	--------------------

1.7 避難の方法

[避難行動の考え方]

◇ 「避難行動」は、自然災害から「命を守るための行動」であり、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておく必要があります。

- ① 土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別毎に命の脅威がある場所を特定すること
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを明確にすること
- ③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にすること

なお、災害は土砂災害だけでなく、複数の災害が同時に発生する事が多い事から、避難時に他の災害に遭わないよう判断が必要です。

◇ 土砂災害は命を脅かすことが多い災害であり、土砂災害警戒区域から一刻も早く立ち退き避難を行うことが必要です。地域によって、土砂災害の形態や、規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によってとるべき行動が異なることを踏まえて避難行動を教える必要があります。

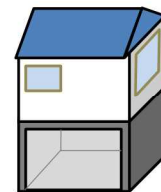
立ち退き避難を行う場合は、ここへの早めの避難を基本とする

○「指定緊急避難場所」(市町村が指定)
 ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
 ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所等までの移動が危険な状況では…

○「近隣の安全な場所」
 ・自らの判断で「近隣の安全な建物」(民間のマンション等)に緊急的に待避することもあり得る
 ・そのため平時から適切な待避場所を確認しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では…

○「屋内安全確保」
 自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



図-1.8 外出の危険度に応じた避難場所

※避難の基本的な考え方(内閣府提供)

1.8 避難確保計画を作成しなければならない要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に名称と所在地が定められた要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務となります。

また、作成した避難確保計画は、市町村長への報告が義務となります。

なお、都道府県では土砂災害警戒区域を順次指定中ですが、未指定であっても土砂災害発生の危険がある場合があります。土砂災害警戒区域の対象となるかは、都道府県の砂防担当部局にご確認ください。

土砂災害に関する避難確保計画の作成が難しい場合には、土砂災害に関して知見を有する都道府県や砂防行政経験者(砂防ボランティア等)に助言を求めることもできます。

本手引きは、新たに土砂災害に関する避難確保計画を作成することを念頭に記載例等を示したのですが、消防計画や地震、水害等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に土砂災害に関する避難確保計画の項目を追加して作成することもできます。

避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関する事項は、土砂災害防止法第八条の二に定められています。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3、4

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

2. 避難確保計画に記載すべき事項

2.1 防災体制に関する事項

要配慮者利用施設における土砂災害に関する避難確保計画の構成例を示します。

《避難確保計画の構成例》

- 1 [目的]
- 2 [防災体制に関する事項]
 - (1) [各班の任務と組織]
 - (2) [事前対策]
 - (3) [情報収集及び伝達]
- 3 [避難誘導に関する事項]
- 4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]
- 5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

避難確保計画に記載すべき事項は、土砂災害防止法施行規則第五条の二に定められています。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第五条の二法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設(法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

要配慮者利用施設における土砂災害に関する避難確保計画は、当該施設を利用する要配慮者(利用者)が、土砂災害により被害を受けることがないように、施設の職員や利用者を土砂災害から守ることを目的に作成するものです。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて当該計画を見直ししていくことも重要です。

◀記載例▶

○. 目的

土砂災害に関する避難確保計画(以下、「避難確保計画」という)は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、〇〇施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、〇〇施設に勤務する職員(以下「施設職員」という)および施設の利用者または出入りする全ての者(以下「利用者等」という)に適用する。

2.1.1.緊急時の職員配置と参集体制

- 土砂災害のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておくことが必要です。(図-2.1、表-2.1)
- 的確な情報収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように、誰が何をするのかを明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。
- 昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間について、特に体制を確保しておくことが必要です。

◀記載例▶

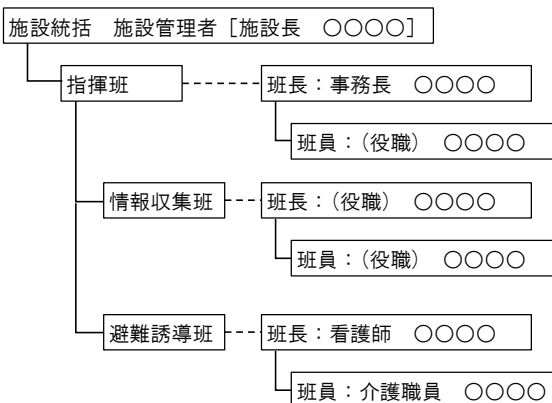
○ 職員の役割分担の例

指揮班:施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

情報収集班:テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

避難誘導班:避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

◀昼間▶



◀夜間▶

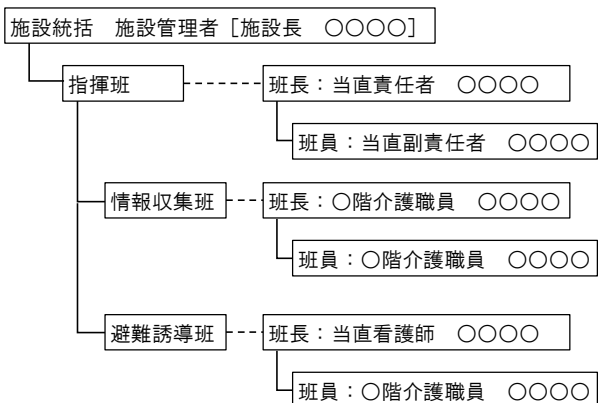


図-2.1 職員の役割分担(例)

○ 参集基準の例

参集準備 備: 台風の接近や大雨が予想される場合は、情報収集班がテレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、今後の雨の予想や行政機関が発表している情報等について情報収集を行い、他の職員に情報共有し、速やかに参集できる準備を整える。

応援当番職員参集: 大雨警報が発表された場合は、当直施設職員の補助として、応援当番施設職員は速やかに参集し、避難誘導の準備を行う。

全職員参集: 土砂災害警戒情報の発表や市町村から避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合は、利用者等を避難させるため、全施設職員が速やかに参集し、避難誘導を行う。

表-2.1 参集基準（例）

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・施設職員全員

2.1.2 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

- 災害発生のおそれがある場合や災害発生時には、情報の共有が重要となります。そのため、あらかじめ施設職員間や施設内外の情報の伝達手段、伝達ルートのほか、避難する際に協力を要請する町内会、病人・怪我人が出た際に受け入れてもらう病院や診療所等の連絡先（昼間・夜間）などを記入した連絡体制表を作成することが重要です。（**図-2.2、表 2.2**）
- 作成した連絡体制表は施設職員一人ひとりに配付するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。
- 連絡体制表は、市町村役場、自主防災組織、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことが重要です。

◀ 記載例 ▶

○ 施設の緊急時連絡体制表(例)

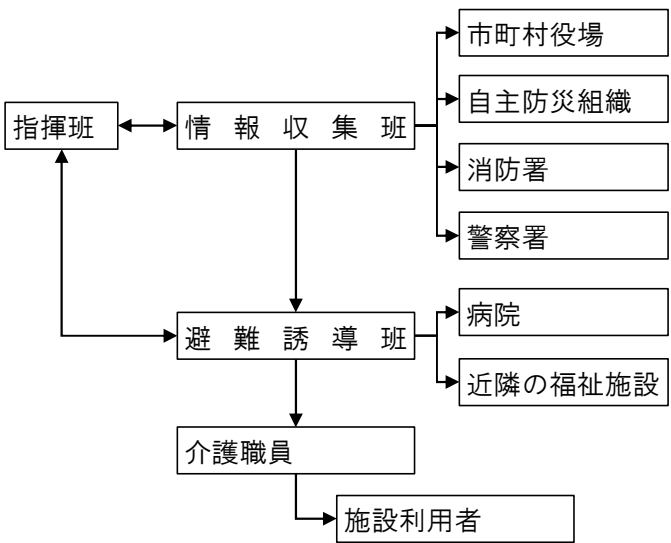


図-2.2 緊急時連絡網(例)

● 緊急時の連絡手段を確保しよう！

災害時は緊急回線確保のため、一般の通信が制限されます。被災地では施設の固定電話や携帯電話が繋がりにくくなります。そのような場合であっても、グレーや緑の公衆電話は通信規制の対象外であるため、繋がりがやすくなっています。ただし、停電時はテレホンカードが使えないため、あらかじめ10円、100円硬貨を用意しておきましょう。

<家族などに安否を伝えたいとき>

- ・ 災害伝言ダイヤル「171」(音声)
- ・ 各携帯電話会社の災害伝言板(文字)

※上記のサービスは災害時のみ提供されます。平常時はこれらのサービスを利用することができませんのでご注意ください。

◀ 記載例 ▶

○ 関係機関緊急時連絡先(例)

表-2.2 関係機関緊急時連絡先(例)

機関名		電話番号	FAX番号	メールアドレス	備考
防災行政機関	〇〇市役所・町村役場(福祉担当)課				
	〇〇市役所・町村役場(防災担当)課				
	〇〇消防署・消防分署				
	〇〇警察署・交番・駐在所				
協力機関	〇〇地区	地区長			
	〇〇防災会	防災会長			
	〇〇病院				
	〇〇協力施設				
	〇〇施設				
ライフライン	電気	〇〇電力〇〇営業所			
	ガス	〇〇会社			
	水道	〇〇市・町村			
	通信	NTT東(西)日本〇〇営業所			

2.1.3 事前の対策

- 土砂災害の発生のおそれがある場合における対応として、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などについてあらかじめ検討しておき、各施設職員の役割分担を再確認しておきましょう。

◀記載例▶

○. 事前の対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

2.1.4 情報収集と伝達

- 情報収集は、土砂災害等に対する警戒避難体制をとるために重要な役割となります。
- あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。
- 役割分担で情報収集班の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットを活用し、積極的に情報収集することが重要です。
- 停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集することになります。これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。
- 行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆が無いかな等の確認を安全に配慮し、危険な場所には近づかないで施設内から行いましょう。
- 収集した情報は、施設職員で共有しましょう。
- 収集する主な情報は表-2.3のとおりです。

表-2.3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット(市役所のウェブサイト等)、緊急速報メール

- 情報伝達先として、施設の緊急時連絡先、施設内の情報伝達先及び市町村役場等の連絡先を共有する。(図 2.2、表 2.2)
- 緊急時に速やかに連絡できるようあらかじめ連絡事項をとりまとめた様式、内容、伝達方法等も整理しておく。
- 応援当番職員参集から全職員参集に移行し、避難する恐れがある場合には、市町村役場等及び施設利用者に連絡する。
- 避難の完了後、市町村役場等に避難が完了した旨連絡する。
- 災害による被災の危険が無くなり、施設に戻る際には、市町村役場等にその旨連絡を行う。

※避難勧告のうち、要配慮者利用施設の避難開始の基準は「避難準備・高齢者等避難開始」とするため、重要性を明示しておく事が望ましい。
(避難基準は、2.2.1(4)避難基準の設定 を参照)

※市町村役場、消防等への伝達手段については、事前協議し、FAX、メールの利用を決定するのが望ましい。(記載事例はFAXの場合)

※連絡事項をとりまとめた様式、内容、伝達方法及び着信確認方法についても記載しておくことが望ましい。

◀記載例▶

○. 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表-2.4 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	メール等

◀記載例▶

表-2.5 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	市町村役場(防災担当)、消防等
被害情報	情報収集班	FAX	市町村役場(防災担当)、消防等
避難の準備等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	市町村役場(福祉担当、防災担当)、消防等
避難の開始等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	市町村役場(福祉担当、防災担当)、消防等

2.2 避難誘導に関する事項

2.2.1 避難行動に備えて事前に決めておくべき事項

(1) 避難行動の検討に関する留意事項

土砂災害の発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切に避難行動するためには、次の3つの項目について、あらかじめ決めておくことが重要です。

- ① 避難場所(安全な場所はどこか)
- ② 避難基準(いつ、どのような情報を基に、避難を開始するのか)
- ③ 避難方法(どのような方法で避難するのか)

なお、土砂災害は突発的に発生し、大きな破壊力を有するため、人命に大きく影響する災害です。

施設から出て、警戒区域外へ立ち退き避難を行うことが原則ですが、施設の構造、立地、利用者の要介護度や病状等を踏まえて、避難行動を検討することが重要です。

(2) 避難場所の設定

安全な避難場所まで避難を行うためには、あらかじめ避難場所を確認し、決めておくことが重要です。決定した避難場所までの移動方法や移動時間を考慮して適切な避難行動を行う必要があります。避難場所の決定に関する基本的な考え方は次のとおりです。(P10も参照)

- ① 指定緊急避難場所への立ち退き避難(危険な場所から離れることが原則)
- ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- ③ 「施設内での安全確保」(施設建物内において、より安全な部屋等への垂直避難)

(3) 避難経路

① 避難手段の確認

■ 土砂崩れで道路が塞がれた場合や河川の氾濫で道路が冠水した場合などは、車での避難は困難となるため、ハザードマップを確認し、余裕を持って災害が発生する前に避難を開始することが重要です。

② 避難経路の安全確認

■ 市町村等からの情報や、テレビ、ラジオ等の報道から、がけ崩れ等で通行できない場所や冠水した道路等の場所を把握し、最適な避難経路を選択することが重要です。

◀記載例▶

[立ち退き避難の場合【避難誘導の原則】]

○. 避難誘導等

(○) ○○指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待避場所○○に待避する。

立ち退き避難が危険な場合は、施設の○○室(建物内のより安全な場所)へ避難誘導する。

(4) 避難基準の設定

■ 土砂災害は災害発生前に避難する必要があるため、避難を開始する判断の遅れが重大な被害を招く可能性があります。

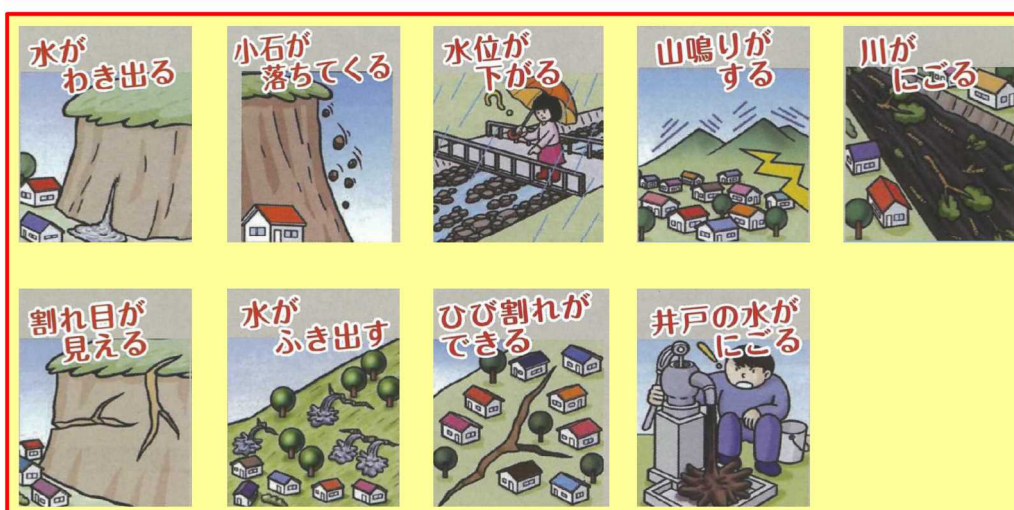
■ 施設管理者が的確に避難開始の判断を行うためには、あらかじめ気象状況や行政からの避難情報等を参考にして、具体的な避難基準をあらかじめ定めておくことが最も重要です。

[避難基準の例]

- ◇ 市町村からの避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合
- ◇ 都道府県砂防部局による土砂災害危険度をより詳しくした情報によって土砂災害発生の危険が非常に高い地域と予想された場合(各都道府県のホームページで確認できます)
- ◇ 気象庁による土砂災害警戒判定メッシュ情報で土砂災害発生の危険が非常に高い地域と予想された場合(気象庁のホームページで確認できます)
- ◇ 記録的短時間大雨情報が発表された場合(気象庁のホームページで確認できます)
- ◇ 大雨警報(土砂災害)が発表された場合(気象庁のホームページで確認できます)
- ◇ 近隣で災害が起こった場合
- ◇ 前兆現象が確認された場合 など
- ※ 前兆現象が無く土砂災害が発生する場合、前兆現象に気づかない場合もあるので早めの避難が重要。
- ※ がけに近づくのは危険であるので、前兆現象については、施設内から確認できる範囲で発見したら、市町村等に前兆現象及び避難の実施について報告する。

前兆現象とは...

土砂災害が起こる前には、前兆現象と呼ばれる前ぶれがみられることがあります。前兆現象に気づいたときは、周りの人に知らせて、早く避難しましょう。



イラスト提供：NPO法人 土砂災害防止広報センター

《記載例》

○. 避難基準

(○) 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

(○) 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ XXXXXXXX

(4) 避難方法の設定

- 利用者の状態と避難場所までの距離や経路の状況等に応じて、対応可能な避難方法を決めておく必要があります。
 - 自力で避難することが困難な利用者等を避難所に搬送する手段として、搬送用車両の準備をしておくことが必要です。施設の車両だけでは不十分な場合は、地域の自主防災組織やバス・タクシーを保有する事業者と緊急時の搬送協定や覚書を締結しておくことも有効です。
 - 利用者が避難場所へ移動するために要する時間を避難手段ごとに事前に把握しておくことで、避難開始のタイミングを判断する材料になります。
 - 自力で避難が可能な人と避難補助が必要な人を事前にグループ分けし、非常時にそれが一目で分かるように腕章やビブス等を準備しておくことが効果的です。
- ※移動手段は、事前に利用者の割り振りを行い、利用者に伝えることが望ましい。

≪記載例≫

○. 避難誘導等

(○) 避難方法

【○○指定緊急避難場所へ避難の場合】

- ・ ○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
車による移動：車両○台（利用者○名、施設職員○名）
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
※移動手段は、事前に利用者の割り振りを行い、利用者に伝える。

【施設内避難の場合】

- ・ 施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(5) 避難経路の設定

- 施設外に避難する際に危険な場所(がけの下や浸水のおそれのある場所等)を通らないように、ハザードマップを参考にして避難場所まで安全に移動できる避難経路を事前に決めておくことが重要です。
※避難経路図を添付しておくことが望ましい。
大雨時危険となるがけの下や浸水のおそれのある場所など、移動が困難になる箇所等注意すべき箇所を明示する。

≪記載例≫

○. 避難誘導等

(○) 避難経路の設定

【指定緊急避難場所へ避難の場合】

- ・ ○○避難場所までの移動は、○○道路経由とする。
(経路図は図-2.3)

図-2.3
(別添)

【施設内避難の場合】

- ・ 施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
停電時にはエレベータが停止することに留意する。
(経路図は図-2.4)

図-2.4
(別添)

(6) 施設周辺や避難経路の点検

- 土砂災害に備えて、定期的に施設周辺の排水状況や避難経路の状態を点検することが重要です。
- 避難路を塞ぐ可能性がある施設敷内の樹木や支障物等が無い点検し、樹木は適宜剪定しておきましょう。
- 施設周辺のがけ等に土砂災害の兆候がないか点検し、前兆現象が見られた場合はすぐに市町村、都道府県の各振興局(或いは土木事務所等)の砂防担当部局に報告しましょう。

◀記載例▶

○. 施設周辺や避難経路の点検

(○) 施設周辺の点検

- ・ ○○避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無い点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

(○) 避難経路の点検

- ・ ○○避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

2.2.2 避難の実施

- あらかじめ設定した避難基準に達した場合は、直ちに避難を開始する。
- また、避難開始を館内放送等により、施設職員、利用者等に周知することが必要です。
- 天候や利用者の状況に応じて、あらかじめ設定した避難場所に避難するかを避難誘導する職員や利用者へ明確に周知し、避難行動を開始することが必要です。
- 逃げ遅れた人がいないか、避難誘導の前後には必ず人数の確認を行うとともに、避難開始や避難完了について、関係機関等に報告することが望ましい。

※周知する放送内容については、事前に決めておく事が望ましい。

◀記載例▶

○. 避難の実施

(○) 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

2.3 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- 土砂災害に備えて、事前に施設自体の点検・対策をすることが重要です。

【対策例】

- 停電した時に備え、自家発電装置(発電機)の導入を検討する。
- 斜面に面する壁が薄い箇所を補強する。
- 電気系統の機器類や非常食、防災道具の保管場所が浸水しやすい場所になっていないか確認する。(不十分であれば防水対策、場所の変更)
- 近隣住民に助けを求めることができるように、施設屋外に救難用サイン(非常用サイレン、回転灯等)を設置する。

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、表-2.6「避難確保資器材等一覧」に示すとおりです。

- これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努める必要があります。

- 大雨時は地下が危険です！

地下室や地下倉庫など、地面より低い場所は浸水のおそれがあるため非常に危険です。

- ・ アンダーパスなどの道路や地下駐車場が冠水すると車での脱出は困難になります。水圧で車のドアが開かなくなり、閉じ込められる可能性があります。
- ・ 地下室が浸水すると、水圧で「開き戸」のドアは開かなくなります。閉じ込められる前に急いで避難しましょう。

表-2.6 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬 施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具

《記載例》

○. 避難の確保を図るための施設の整備

- 1) 停電した時のため、自家発電装置(発電機)を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表○に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表-2.7 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬 施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具

2.4 防災教育及び訓練の実施に関する事項

土砂災害防止法八条二第5項により、避難確保計画に基づく避難訓練の実施は、義務づけられています。(P11 参照)

土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要であり、都道府県では土砂災害や防災に関する出前講座を行っているところもありますので積極的に活用しましょう。

また、防災教育の実施にあたっては地域の砂防行政の経験者(砂防ボランティア等)や防災士等の有資格者の方々に関わってもらうことも有効です。

なお、定期的に土砂災害を想定した避難訓練を実施し、情報伝達体制や避難誘導の確認をすることが重要です。施設単独の避難訓練だけでなく、地域で開催される避難訓練へも積極的に参加し、地域と一体となった警戒避難体制を確保させましょう。

- 新規採用の職員を対象に積極的に研修を実施しましょう。
- 全施設職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施しましょう。

◀記載例▶

○. 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知 など

○. 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するために行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

○. 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね○回行う。

- ① 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前(6月まで)に実施する。

3. その他

- 避難確保計画を作成した際には、市町村への報告が必要です。
- また、関係機関に避難確保計画の周知が必要です。
- 避難確保計画に記載した事項へのポイントを取りまとめ、施設職員や利用者の目の届く場所に掲示しておくことが望ましい。

[参考資料]

作 成 例

【作成例】

〇〇施設 土砂災害に関する避難確保計画

作成：平成〇年〇月〇日
(改訂：平成〇年〇月〇日)

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、〇〇施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、〇〇施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報収集班

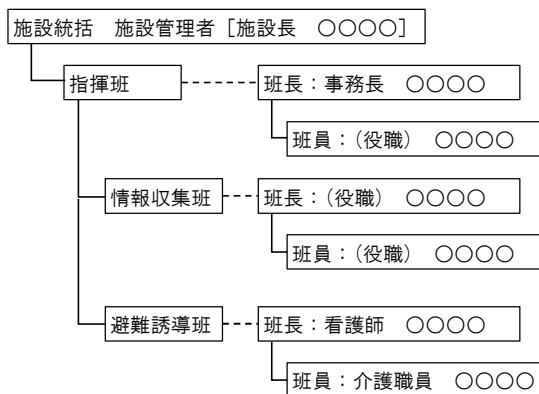
テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

《昼間》



《夜間》

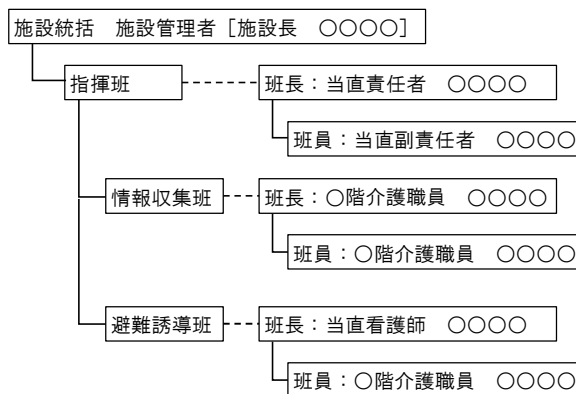


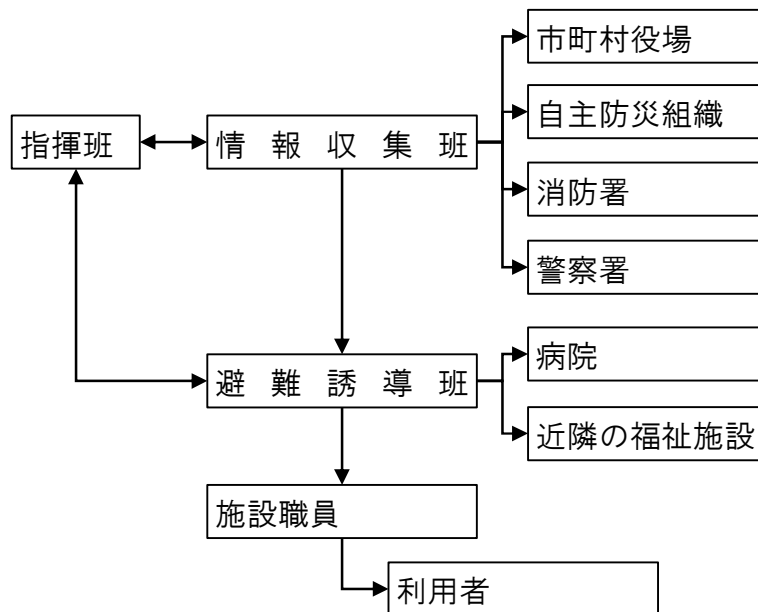
図-〇 職員の役割分担

3) 参集基準

表〇 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・ 台風接近が予想される場合 ・ 大雨が予想される場合	・ 気象情報等の情報収集	・ 施設職員全員
応援当番職員参集	・ 大雨警報が発表された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 避難準備	・ 防災当番施設職員
全職員参集	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 関係行政機関等への連絡・通報 ・ 避難誘導	・ 施設職員全員

4) 連絡網



図〇 緊急時連絡網

5) 関係機関緊急連絡先

表〇 関係機関緊急時連絡先

機関名		電話番号	FAX番号	メールアドレス	備考
防災行政機関	〇〇市役所・町村役場(福祉担当)課				
	〇〇市役所・町村役場(防災担当)課				
	〇〇消防署・消防分署				
	〇〇警察署・交番・駐在所				
協力機関	〇〇地区	地区長			
	〇〇防災会	防災会長			
	〇〇病院				
	〇〇協力施設				
	〇〇施設				
ライフライン	電気	〇〇電力〇〇営業所			
	ガス	〇〇会社			
	水道	〇〇市・町村			
	通信	NTT東(西)日本〇〇営業所			

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表○ 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	メール等

表○ 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	市町村役場(防災担当)、消防等
被害情報	情報収集班	FAX	市町村役場(防災担当)、消防等
避難準備等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	市町村役場(福祉担当、防災担当)、消防等
避難開始等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者
		FAX	市町村役場(福祉担当、防災担当)、消防等

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

〇〇指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待避場所〇〇に待避する。

立ち退き避難が危険な場合は、施設の〇〇室へ避難誘導する。

2) 避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

3) 避難方法

① ○○指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ ○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
車による移動：車両○台（利用者○名、施設職員○名）
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

② 施設内避難の場合

- ・ 施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

4) 避難経路

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ ○○避難場所までの移動は、○○道路経由とする。
（経路図は、別添図のとおり）

② 施設内避難の場合

- ・ 施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
- ・ 停電時にはエレベータ停止することに留意する。
（経路図は、別添図のとおり）

5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

- ・〇〇避難場所へ移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・〇〇避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表〇に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表〇 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね〇回行う。

- ① 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

【施設内掲示用 避難確保計画イメージ】



チェックリスト

チェックリストは、要配慮者利用施設管理者が避難確保計画策定時の自己チェックに活用できるものとして作成しています

【チェックリスト】

【1】土砂災害のリスクを確認しましょう

1 土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当しているかを確認しましたか。

- 市町村が作成している土砂災害ハザードマップにより確認
- 都道府県が指定している土砂災害警戒区域により確認
- 都道府県が公表している土砂災害に関する基礎調査の結果により確認
- 都道府県が公表している土砂災害危険箇所により確認

※土砂災害ハザードマップが作成途中の場合もあるため、資料が無い場合は上から順番に確認し、土砂災害発生の危険を確認することが重要です。

2 土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当しているかを確認した結果、土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当していましたか。

- 該当していた・・・土砂災害に関する避難確保計画作成に進みます
- 該当していなかった・・・土砂災害以外の水害等に関する避難確保計画の必要性を確認してください

《以下は、土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当していた場合、避難確保計画を作成する前に確認しておきましょう》

1 施設所在地で発生する恐れのある土砂災害

- 土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜、地すべり）指定状況を確認

2 ハザードマップによる施設周辺のリスク確認

- ハザードマップ（土砂災害、水害、津波等）により施設周辺のリスクを確認（土砂災害以外も確認し、避難経路の確認に活かす）

3 避難場所を確認しましたか。

- 市町村が指定している「指定緊急避難場所」を確認
- 大雨等により「指定緊急避難場所」への立ち退き避難が困難な場合のため、「緊急的な待避場所」を確認
- 立ち退き避難が危険な場合、「屋内における安全確保」の施設内のスペースを確認

4 土砂災害の避難に関する情報を確認しましたか。

- 行政から発令される避難情報の種類と意味を確認
- 気象情報、気象注意報・警報・特別警報等の種類と意味を確認
- 雨量に関する情報の種類と意味を確認
- 土砂災害に関する情報の種類と意味を確認

【2】避難確保計画の作成内容を確認しましょう

1 目的

2 防災体制に関する事項

(1) 職員の役割分担

- 職員の配置、役割分担が記載されていますか。(誰が何をするか明確に)
- 施設職員の参集基準を記載されていますか。
(連絡がとれない場合でも、施設職員が自発的に参集できるよう基準を明確にすることが必要です)
- 施設関係者の連絡網を記載されていますか。
- 関係機関緊急連絡先一覧表を記載されていますか。

(2) 事前対策

- 事前対策として、土砂災害が発生するおそれがある場合等、夜間当直職員の増員やデイサービスの運営(中止など)について記載されていますか。

(3) 情報収集及び伝達

- 情報収集の主な情報(土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者避難開始に関する情報等)の収集方法を記載されていますか。
- 情報伝達の内容、連絡先、伝達方法等について記載されていますか。

3 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導等

- 土砂災害の指定緊急避難場所及び避難場所を確認し、記載されていますか。
(市町村指定の土砂災害に対する安全が確保される避難場所です)
- (必要に応じて)指定緊急避難場所への移動が困難な場合の近隣の待避所を記載されていますか。
- 立ち退き避難が危険な場合の施設内避難の場所を記載されていますか。
(施設内の上層階で、山からできるだけ離れた部屋等)

(2) 避難の判断

- 市役所等からの情報に基づく判断(基準)について記載し、避難開始基準を記載されていますか。
- 自主避難の判断基準(土砂災害の恐れのある前兆現象等)について記載されていますか。

(3) 避難方法

- 避難方法について、指定緊急避難場所、施設内避難について記載されていますか。
- 避難経路について、指定緊急避難場所、施設内避難について記載されていますか。
- 施設周辺の点検について記載されていますか。
- 避難経路の危険箇所等記載されていますか。
- 避難開始の伝達方法、伝達内容及び伝達先について記載されていますか。

4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- 避難の確保を図るための施設の整備について、平常時からの対策を記載されていますか。
- 必要な備蓄資器材を記載されていますか。

5 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 防災教育の実施、開催時期などについて記載されていますか。
- 防災訓練の実施、開催時期などについて記載されていますか。

【3】その他

1 避難確保計画の周知

- 市町村へ避難確保計画を報告しましたか。
- 関係機関に避難確保計画の周知をしましたか。
- 避難確保計画を施設館内の見やすいところに掲示しましたか。



警戒区域等の確認・ 土砂災害警戒情報や雨量情報の入手方法



長崎県土木部砂防課

(1) 警戒区域等の確認

ホーム 目的で探す 分類で探す 組織で探す 地方機関で探す カレンダーで探す 地域で探す

危険管理情報

- 総合防災ポータル
- 災害危険箇所・警戒区域情報**
- 道路規制情報
- 河川水位・ダム情報・雨量・土
- 災害情報
- 大気汚染情報
- 医療機関情報
- 安全・安心の情報

ねんりんピック長崎2016 講演会音楽文化祭 観覧者募集!

10月10日(水) 10月16日(日)

入場無料 9月15日(水)まで

田中義典さん出演 幸島美智留さん出演

知事のプロフィールや最新の動きが分ります。

知事の部屋

平成28年熊本地震 長崎県緊急支援

目的でさがす

- 資格 試験・募集
- イベント 講座
- 手続き 申請
- 入札 調達情報
- 各種相談 お問い合わせ
- 県からのお知らせ
- 広報 記者発表
- 長崎県庁の案内
- 長崎県の紹介

新着情報 RSS

- 2016年8月17日 農水産物のブランド価値向上のための卒業生交流会・相談会(農産加工流通課)
- 2016年8月17日 特別医療費認定地修繕等の受託者の募集案内(医療政策課)
- 2016年8月17日 緩和ケア(医療政策課)
- 2016年8月17日 平成28年度産地地域新産業創出等基金助成事業(第2回募集)(食品産業・産地振興室)
- 2016年8月17日 長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」広報業務委託(東京事務所観光物産センター)
- 2016年8月17日 密接感染症患者発生状況(第32週)(老岐保健所 企画保健課)
- 2016年8月17日 平成28年度企業人権啓発セミナー開催業務委託の入札結果(人権・同和対策課)
- 2016年8月17日 第2回月例懇話会のご案内(9月9日)(工業技術センタ

長崎県の紹介

がんばくとらんぱちゃんのお部屋

長崎県観光情報

クルーズ船の入港情報

twitter facebook

長崎県 Nagasaki Prefectural Government

総合防災ポータル > 長崎県電子国土総合防災GIS

長崎県電子国土総合防災GIS

「長崎県電子国土総合防災GIS」は、避難所や土砂災害危険箇所等、災害(被害)情報のほか、県民のみなさんに役立つ情報・機能を電子地図で提供します。

お知らせ

長崎県電子国土総合防災GISご利用にあたって(必ずお読みください)

以下の文章をご覧ください、同意の後に利用下さい。 **同意します** 同意しません

【電子国土利用規約について】
「長崎県電子国土総合防災GIS」は、電子国土事務局(国土交通省)「電子国土利用規約」及び「電子国土Webシステム使用性権条件」を遵守してください。
【動作環境】
通信環境:実効1Mbps程度以上の回線(ADSLや光ファイバーなどのフットハンド)でご利用ください。快適にご利用いただくために実効3Mbps程度以上の回線をお勧めします。

ウェブブラウザ: Google Chrome, Mozilla Firefoxを推奨

インターネット | 保護モード: 無効

2016/9/1/21

長崎県 | 総合防災ポータル | 長崎県電子国土総合防災GIS - Windows Internet Explorer

http://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/index.php

お気に入り | 長崎県庁ポータルサイト | 長崎県土砂災害警戒情報 | おすずのサイト | Web スライス | いろいろ

長崎県 | 総合防災ポータル | 長崎県電子国土総...

トップ > 総合防災ポータル > 長崎県電子国土総合防災GIS

長崎県電子国土総合防災GIS

距離・面積 | 緯度経度 | 地図印刷 | 作図機能 | 全体表示

キーワード: 施設 | 位置 | 検索

施設表示 | 位置 | 検索結果

表示まで時間がかかる場合があります

- 被害情報
- 避難施設
- 土砂災害危険箇所
- 土砂災害警戒区域等 (平成26年7月現在)
- 災害情報
- 警察・消防
- 病院
- 公共施設
- 運輸・交通
- 学校
- その他
- 砂防指定地等 (平成24年10月現在)
- 山地災害危険区域 (林務課所管)
- 標高図

施設名称: 表示 非表示

表示している施設を一覧表示します

施設情報一覧表示

砂防箇所の検索画面を表示します

砂防箇所検索画面表示

地図サイズ: 小

ページが表示されました

インターネット | 保護モード: 無効

20:40 2015/01/21

長崎県 | 総合防災ポータル | 長崎県電子国土総合防災GIS - Windows Internet Explorer

http://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/index.php

お気に入り | 長崎県庁ポータルサイト | 長崎県土砂災害警戒情報 | おすずのサイト | Web スライス | いろいろ

長崎県 | 総合防災ポータル | 長崎県電子国土総...

トップ > 総合防災ポータル > 長崎県電子国土総合防災GIS

長崎県電子国土総合防災GIS

距離・面積 | 緯度経度 | 地図印刷 | 作図機能 | 全体表示

キーワード: 施設 | 位置 | 検索

施設表示 | 位置 | 検索結果

表示まで時間がかかる場合があります

- 被害情報
- 避難施設
- 土砂災害危険箇所
- 土砂災害警戒区域等 (平成26年7月現在)
- 災害情報
- 警察・消防
- 病院
- 公共施設
- 運輸・交通
- 学校
- その他
- 砂防指定地等 (平成24年10月現在)
- 山地災害危険区域 (林務課所管)
- 標高図

施設名称: 表示 非表示

表示している施設を一覧表示します

施設情報一覧表示

砂防箇所の検索画面を表示します

砂防箇所検索画面表示

地図サイズ: 小

ページが表示されました

インターネット | 保護モード: 無効

20:42 2015/01/21

長崎県 | 総合防災ポータル | 長崎県電子国土総合防災GIS - Windows Internet Explorer

http://www.pref.nagasaki.jp/hz/fgs/index.php

お気に入り | 長崎県庁ポータルサイト | 長崎県土砂災害警戒情報 | おすすのサイト | Web スライス キャラ...

長崎県 | 総合防災ポータル | 長崎県電子国土...

トップ > 総合防災ポータル > 長崎県電子国土総合防災GIS

長崎県電子国土総合防災GIS

更新・再読 | 精度設定 | 地図印刷 | 作業機能 | 全体表示

地域移動: ▼ 選択地域を中心に表示します ▼

地図の使い方 | O&A | 電子国土ポータル

▼ 地図サイズ: 小 ▼

種別 急傾斜地警戒区域
 箇所番号 住世保急-1184
 注記 表示区域は暫時図です。

キーワード:
 ● 施設 ● 位置 検索

施設表示 位置 検索結果

表示まで時間がかかります

- 被害情報
- 避難施設
- 土砂災害危険箇所
- 土砂災害警戒区域等 (平成26年7月現在)
- 災害情報
- 警察・消防
- 病院
- 公共施設
- 運輸・交通
- 学校
- その他
- 砂防指定地等 (平成24年10月現在)
- 山地災害危険区域 (林野課所管)
- 標準図

施設名称: 表示 ● 非表示

表示している施設を一覧表示します

施設情報一覧表示

砂防箇所の標準画面を表示します

砂防箇所標準画面表示

ページが表示されました

インターネット | 保護モード: 無効

20:42
2015/01/21

http://sabo-hzdmg.doboku.pref.nagasaki.jp/data/keikai/sasebo/k1846.pdf - Windows Internet Explorer

http://sabo-hzdmg.doboku.pref.nagasaki.jp/data/keikai/sasebo/k1886.pdf

お気に入り | 長崎県庁ポータルサイト | 長崎県土砂災害警戒情報 | おすすのサイト | Web スライス キャラ...

http://sabo-hzdmg.doboku.pref.nagasaki.jp...

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

0 25 50 100m

種別	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域の指定区域図
1	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
2	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
3	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
4	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
5	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
6	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
7	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
8	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
9	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
10	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
11	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
12	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
13	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
14	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
15	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
16	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
17	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
18	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
19	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)
20	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)	土砂災害特別警戒区域の指定区域図 (急傾斜地)

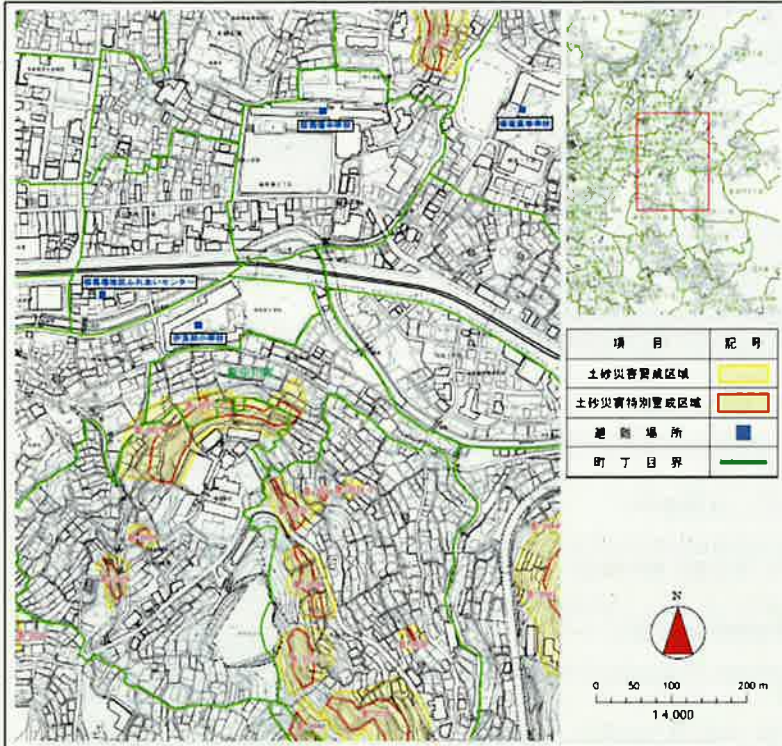
完了

不明なゾーン | 保護モード: 無効

20:43
2015/01/21

新中川町地区

土砂災害ハザードマップ



◆ 問い合わせ先

長崎県土木部 電話 820-4788
 長崎県消防 電話 844-2181
 伊万里 電話 844-2181
 ホームページ 長崎県河川砂防対策システム
<http://www.kasen.sabo.pref.nagasaki.jp/>
 長崎市防災危機管理課 電話 822-0480
 防災課 電話 822-0119
 土木課 電話 829-1164
 ホームページ 防災ガイドながさき
<http://119.city.nagasaki.nagasaki.jp/boosa/>
 防災情報が聞き取れないときは
 電話 0180-999-002



◆ 土砂災害に備えて

- ① 土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！
- ② 雨が強くなったら、積極的に避難準備、手帳、貴重品の準備を入手しましょう！
- ③ 避難ルートなどの道幅があったら、直ちに避難しましょう！

◆ 関係者、避難所連絡表

自治会長	電話
地区長	電話
防犯組織	電話
近所の消防先	電話
避難所	

○ 黄色で塗られた区域(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に被害が生じる恐れのある区域」です。
 ○ 赤色で塗られた区域(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損傷が生じ、住民の生命又は身体に著しい被害が生じる恐れのある区域」です。
 ○ 土砂災害警戒区域等に在住する方は、大雨のときは警戒避難が命令や要請ですので、注意してください。
 ○ 幸い、土砂災害警戒区域以外の場所でも土砂災害の発生する可能性が十分ありますので、自分の身んでは自家の庭園の斜面や溝道、避難場所などをよく確認しましょう。

(2) 土砂災害警戒情報や雨量情報の入手方法

長崎県 県ホームページトップ

Nagasaki Prefectural Government

[English](#) [中文](#) [한국어](#) [色盲](#) [黒](#) [文字サイズ](#) [印刷](#) [拡大](#) [検索](#)

[ホーム](#) [目的で探す](#) [分類で探す](#) [組織で探す](#) [地方機関で探す](#) [カレンダーで探す](#) [地域で探す](#)

危機管理情報

- 総合防災ポータル
- 災害危険箇所・警戒区域情報
- 道名規制情報
- 土砂災害危険箇所・土砂災害情報**
- 大気汚染情報
- 医療機関情報
- 安全・安心の情報

ねんりんピック長崎2016 講演会 音楽文化祭 観覧者 募集!

10月13日(木)



草野公三さん出演

10月14日(金)



平塚美奈さん出演

入場無料
9月18日(水)

知事のプロフィールや最新の動きが分ります。

知事の部屋 

平成28年熊本地震 長崎県緊急支援

目的でさがす

- 資格 試験・募集
- イベント 講座
- 手続き 申請
- 入札 調達情報
- 各種相談 お問い合わせ
- 県からのお知らせ
- 広報 記者発表
- 長崎県庁の案内
- 長崎県の紹介

新着情報

2016年8月17日 [農水産物のブランド価値向上のための農業種交流会・相談会\(農産加工流通課\)](#)

2016年8月17日 [対馬医療業務実地研修等の受講者の募集案内\(医療政策課\)](#)

2016年8月17日 [緩和ケア\(医療政策課\)](#)

2016年8月17日 [平成28年度炭炭地域新産業創出等基金助成事業\(第2回募集\)\(食品産業・産地振興室\)](#)

2016年8月17日 [長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」広報業務委託\(東京事務所観光物産センター\)](#)

2016年8月17日 [老健感染症発生状況\(第32週\)\(老健保健所 企画保健課\)](#)

2016年8月17日 [平成28年度企業人権啓発セミナー開催業務委託の入札結果\(人権・同和対策課\)](#)

2016年8月17日 [第9回月例懇談会のご案内\(9月9日\)\(工業技術センタ](#)

RSS

電子申請

電子申請システム

WFFアンケート・申込みシステ

長崎県の紹介


がんばくんとらんぼちゃんのお部屋

長崎県観光情報

クルーズ船の入港情報


twitter facebook

長崎県河川砂防情報システム (通称：NAKSS) 11



長崎県河川砂防情報システム
NAGASAKI-KAWA SABA SAGO SYSTEM

- 解析雨量を見る
雨量情報を見る
- 河川水位情報を見る
ダム情報を見る
避難判断水位情報を見る
- 土砂災害危険度情報を見る
土砂災害警戒情報を見る
土砂災害警戒・特別警戒区域を見る
警報・注意報を見る



お知らせ

当HPは土砂災害警戒情報発表基準の暫定基準に対応しておりません。
よって、地震により土砂災害警戒情報の発表基準を暫定基準とした以下の市町については、気象庁のHPをご覧ください。
南島原市

推奨ブラウザ

Internet Explorer 9以降
Mozilla Firefox 最新版

解析雨量情報

雨量情報

河川水位情報

ダム情報

避難判断水位情報

土砂災害危険度情報

土砂災害警戒情報


土砂災害警戒特別警戒区域

警報注意報

問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

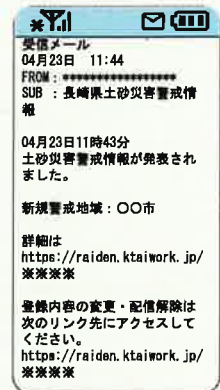


県内各地に設置した雨量計・水位計のリアルタイムのデータや、土砂災害危険度情報等の気象情報が入手できます。

携帯電話を利用して 土砂災害警戒情報を配信します。



長崎県では、お住まいの地区で土砂災害の危険性が高まったとき発表される「土砂災害警戒情報」をご希望の方へ電子メールで配信しています。
あらかじめユーザ登録していただくことで、お手持ちの携帯電話やパソコンに情報をお届けします。



左記二次元コードまたは下記アドレスに空メールを送信してください。

bousai.nagasaki-pref@raidan.ktaiwork.jp



無料でご利用いただけますが、通信に要する費用（パケット料）は、ご利用される方の負担となります。

平成29年度実地指導概要

(介護保険事業関係)

平成30年8月

目次

	頁
1. 実地指導の実績	1
2. H29年度文書指摘の概況.	1
3. H29年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	2
4. H29年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）	3
5. 文書指摘の主な事項（年度別）	4
6. 文書指摘事項の具体的内容	5
7. 介護報酬の返還状況（H14年度～H29年度）	8

1. 実地指導の実績

区 分	実地指導対象数	実地指導数	実施率(%)
介護保険事業	1,756	542	30.9
施設サービス事業	127	39	30.7
居宅サービス事業	1,171	359	30.7
介護予防サービス事業	458	144	31.4

(注1) 実地指導対象数は、平成29年3月31日現在

(注2) 居宅介護支援事業所は居宅サービス事業に含めている。

2. H29年度文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
実地指導施設・事業所	542
文書指摘施設・事業所	45
指摘率(%)	8.3
指摘件数	82

3. H29年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設サービス	居宅サービス (介護予防含む)	計	指摘率 (B/A)
実地指導対象施設・事業所	127	1,629	1,756	
実地指導施設・事業所 A	39	503	542	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	4	41	45	8.3
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割 合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	1	10	11	13.4
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
【運営に関する基準】	4	61	65	79.3
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	6	6	7.3
合 計	5	77	82	100.0

4. H29年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設 サービス	居 宅 サービス (介護予防含)	計	指摘率 (B/A)
実地指導対象施設・事業所	127	1,629	1,756	
実地指導施設・事業所 A	39	503	542	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	4	41	45	8.3
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割 合
【人員に関する基準】	1	10	11	13.4
①職員の不足、必要な資格がない など	1	10	11	
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
①設備、居室、病室などの不備	0	0	0	
【運営に関する基準】	4	61	65	79.3
①内容・手続きの説明・同意が不十分	0	8	8	
②サービス提供の記録などの不備	0	2	2	
③利用料の受領に関する不備	0	0	0	
④サービスの取扱方針の不備・不 徹底など	3	21	24	
⑤運営規程の不備	0	2	2	
⑥勤務体制の確保が不十分など	0	7	7	
⑦重要事項等の掲示が不十分	0	2	2	
⑧衛生管理が不十分	0	4	4	
⑨個人情報取扱いの不備など	0	0	0	
⑩苦情解決体制が不十分など	0	0	0	
⑪事故発生時の対策が不十分	0	2	2	
⑫非常災害対策の不備	0	4	4	
⑬その他	1	9	10	
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	6	6	7.3
【その他】	0	0	0	
合 計	5	77	82	100.0

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

【施設及び居宅サービス事業所】

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
実地指導対象施設・事業所	2,965	2,989	2,430	1,756	72.3
実地指導施設・事業所 (A)	665	647	626	542	86.6
文書指摘を受けた施設・事業所 (B)	128	136	50	45	90.0
指摘率(B/A)	19.2%	21.0%	8.0%	8.3%	103.8
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	前年度比
1. 人員に関する基準	76	67	16	11	68.8
① 職員の不足、必要な資格がないなど	76	67	16	11	68.8
2. 設備に関する基準	8	4	0	0	-
① 設備、居室、病室などの不備	8	4	0	0	-
3. 運営に関する基準	253	258	77	65	84.4
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	7	19	7	8	114.3
② サービス提供の記録などの不備	19	13	2	2	100.0
③ 利用料の受領に関する不備	6	0	0	0	-
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	78	123	14	24	171.4
⑤ 運営規程の不備	8	16	6	2	33.3
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	53	30	11	7	63.6
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	8	6	1	2	200.0
⑧ 衛生管理が不十分	15	22	9	4	44.4
⑨ 個人情報取扱いの不備など	27	19	5	0	-
⑩ 苦情解決体制が不十分など	5	6	0	0	0.0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	5	2	5	2	40.0
⑫ 非常災害対策の不備	4	0	6	4	66.7
⑬ その他	18	2	11	10	90.9
4. 介護給付費の算定及び取扱い	39	46	20	6	30.0
合 計	376	375	113	82	72.6

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

本県が所管する介護保険施設は、介護老人福祉施設63、介護老人保健施設37、介護療養型医療施設27の計127施設であり、29年度に実地指導した施設数は39（実地指導率30.7%）です。このうち文書指摘した施設数は4（指摘率10.3%）です。

指摘件数は5件で、内訳は運営に関する基準関係で4件、人員に関する基準関係で1件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔運営に関する基準〕

- ・1週間に2回以上の入浴又は清拭が行われていない。
- ・管理者が、従業員の管理や業務の実施状況等の管理を適切に行っていない。

〔人員に関する基準〕

- ・機能訓練指導員が配置されていない。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

本県が所管する居宅サービス事業所は、訪問介護209、訪問入浴介護10、訪問看護46、通所介護201、通所リハビリテーション107、短期入所生活介護99、短期入所療養介護61、特定施設入所者生活介護31、福祉用具貸与56、福祉用具販売56、居宅介護支援事業所295の計1,171事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問入浴介護9、訪問看護46、通所リハビリテーション106、短期入所生活介護96、短期入所療養介護59、特定施設入所者生活介護30、福祉用具貸与56、福祉用具販売56の計458事業所、合計1,629事業所であり、平成29年度に実地指導を行った事業所数は503（実地指導率30.9%）です。

このうち文書指摘した事業所数は41（指摘率8.2%）です。

指摘件数は77件であり、内訳は人員に関する基準関係で10件、運営に関する基準関係で61件、介護給付費の算定及び取扱い関係で6件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

〔人員に関する基準〕

（訪問介護）

- ・訪問介護員の員数が常勤換算で2.5人以上配置されていない。
- ・常勤専従のサービス提供責任者が配置されていない。

（訪問看護）

- ・常勤の看護職員が配置されていない。

(通所介護)

- 生活相談員がサービス提供時間を通じて配置されていない。

(短期入所)

- 短期入所生活介護（単独事業所）において、常勤の看護職員が配置されていない。

(居宅介護支援)

- 居宅介護支援において、常勤の介護支援専門員が配置されていない。

〔運営に関する基準〕

(共通)

- 日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載した勤務表が作成されていない。また、併設の有料老人ホーム等の勤務時間と明確に区分されていない。
- 個別計画書について、利用者の同意が得られていない。また、交付していない。
- 管理者が、従業者の管理や業務の実施状況等の管理を適切に行っていない。

(訪問介護)

- 訪問介護計画の作成（変更）に当たってアセスメントが実施されていない。
- サービス提供責任者としての業務が適切に行われていない。
- 訪問介護計画書が作成されていない。
- 訪問介護計画が居宅サービス計画に沿って作成されていない。

(通所介護等)

- 避難訓練が適切に実施されていない。
- 消防計画、風水害及び地震等の災害に対処するための計画が策定されていない。
- 定員を超えてサービスの提供を行っている。

(短期入所)

- 身体拘束を行う際の利用者（又は家族）への説明が不十分。
また、身体拘束解除に向けた検討記録がない。
- 市町等への事故報告が遅延している。
- 研修の実施が不十分。

(福祉用具)

- 重要事項説明が不十分で、利用者の同意も得ていない。
- 福祉用具貸与（販売）計画が作成されていない、同意が得られていない、交付していない。

〔介護給付費の算定及び取扱い〕

(訪問介護)

- 訪問介護計画が全く作成されていない（本人等の同意もない）にもかかわらず、介護報酬を請求している。

(通所介護)

- 常勤専従の機能訓練指導員が配置されていないのに、個別機能訓練加算Ⅰを誤って算定している。
- サービス提供時間の途中で医療機関を受診したにもかかわらず、計画どおりの時間で介護報酬を請求している。
- 利用者の家族が送迎を行っているが減算を行っていない。

(居宅介護支援)

- 居宅介護支援において、サービス担当者会議の未開催、月1回以上の訪問(面接)を行っていない、モニタリングの記録がないにも関わらず減算を行っていない。
- 退院・退所加算の算定誤り。

7. 介護報酬の返還状況(H14年度～H29年度)

	事業所数	介護報酬返還額（千円）
14年度	23	75,418（内、加算額 15,962）
15年度	55	52,442（内、加算額 5,074）
16年度	92	125,721（内、加算額 782）
17年度	209	67,637（内、加算額 0）
18年度	127	111,543（内、加算額 2,719）
19年度	62	18,284（内、加算額 0）
20年度	54	11,984（内、加算額 0）
21年度	39	7,140（内、加算額 0）
22年度	69	14,781（内、加算額 210）
23年度	35	63,270（内、加算額 12,361）
24年度	34	7,967（内、加算額 745）
25年度	43	106,298（内、加算額 2,388）
26年度	25	26,143（内、加算額 0）
27年度	20	10,301（内、加算額 0）
28年度	12	7,503（内、加算額 0）
29年度	11	11,494（内、加算額 0）
計	910	717,926（内、加算額 40,241）

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 認知症施策推進室・
高齢者支援課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」

の公布等について

計41枚（本紙を除く）

Vol.660

平成30年6月29日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・

振興課・老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3915)
FAX：03-3595-3670

老 発 0629 第 3 号
平成 30 年 6 月 29 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、平成 30 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）より施行することとしています。

改正省令の主な内容及び改正省令に関連する文書の取扱いについては、下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第一 改正省令の概要

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）の一部改正

・指定申請に係る文書等を削減する観点から、介護保険サービスの指定等につき、以下の対応を行う。

1 申請者又は開設者の定款、寄附行為等

申請者又は開設者の法人格を確認する趣旨で、「申請者（又は開設者）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等」の提出を求めているが、法人格については直近の登記事項証明書のみで確認できるため、申請者又は開設者の定款、寄附行為等の項目を削除する。

（全サービス）

2 事業所の管理者の経歴

事業所に適切に管理者を配置していることを確認するために提出を求めているが、経歴の情報が無くとも氏名、住所、生年月日の情報をもって配置が確認できるため、事業所の管理者の経歴の項目を削除する。

（（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く各サービス）

3 役員の氏名、生年月日及び住所

役員が欠格事由に該当しないことを確認する書類に付随して提出を求めているが、役員の氏名、生年月日及び住所の情報が無くとも代表者が誓約書にて誓約することをもって確認できるため、役員の氏名、生年月日及び住所の項目を削除する。

（全サービス）

4 当該申請に係る事業に係る資産の状況

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために資産の状況の提出を求めているものであるが、指定基準（設備基準）を満たしているかについては「事業所の平面図（並びに設備及び備品の概要）」により確認できるため、当該申請に係る事業に係る資産の状況の項目を削除する。

（全サービス）

5 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために提出を求めているものであるが、介護給付費の請求手続きにおいてのみ求めることで足りるため、当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項の項目を削除する。

（（介護予防）福祉用具販売を除く各サービス）

6 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

介護支援専門員の配置状況を確認するために提出を求めているものであるが、別途提出する従

業者の勤務態勢及び勤務形態にて配置状況を確認できるため、介護支援専門員の氏名及びその登録番号の項目を削除する。

(訪問介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)福祉用具販売、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護を除く各サービス)

第二 その他の文書の削減について

第一の対応に加え、各介護保険サービスに係る指定の申請等に際しては、「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。))並びに設備の概要」を記載した書類等を求める場合があるが、こうした書類等に付随して、写真を添付することを求める場合があるものと承知している。

「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。))並びに設備の概要」については、各介護保険サービス事業所が各サービスの指定基準に則ってサービス提供ができるかを確認するためのものであることから、これに写真を付随させる場合についても、指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

第三 その他の事項について

上記のような指定申請に係る文書の削減に合わせて、今後、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定複合型サービス事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する様式例について」(平成18年2月20日付事務連絡)及び「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式(案)について」(平成18年2月28日付事務連絡)においてお示しした指定申請に係る参照様式について、現在、その改正を検討しているところ。改正後の参照様式については、施行日を目途にお示ししたいと考えているため、こうしたものも活用したうえで、手続きの簡略化に努めていただきたい。

以上